

「きれいな川で住みよいふるさと運動」シンボルマーク使用規定

1. この規定は「きれいな川で住みよいふるさと運動」シンボルマークの使用について必要な事項を定める。
2. この規定における「きれいな川で住みよいふるさと運動」シンボルマーク（以下マークと呼ぶ）とは、「きれいな川で住みよいふるさと運動」推進本部（以下本部と呼ぶ）が審査会において決定した別記1のものをいう。
3. マークは本部事務局（以下事務局と呼ぶ）で保管するデータを必要により拡大または縮小して使用するものとする。マークの色は指定された色、または黒色のモノクロームを原則とする。マークの色の変更や形状の変更は好ましくない。
4. マークは次の各号に該当する場合に使用することができる。
 - （1）本部の制作（製作）物（書籍、刊行物、ホームページ、レターヘッド、封筒、名刺など）
 - （2）支部の制作（製作）物
 - （3）本部の承認を受けた活動に伴う制作（製作）物
5. 前項（2）および（3）に該当する場合の使用は、事前に別記2の様式の使用届を本部に提出すること。使用は原則として無償とし、その他の場合は本部の定めるところによる。
6. この規定は平成19年4月1日より施行する。

別記1．きれ川シンボルマーク

